

認可外保育施設等を
利用されている保護者のみなさまへ

「子育てのための施設等利用給付認定」の申請について

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、3歳児から5歳児（小学校就学前まで）の子どもの教育・保育に係る利用料（無償化対象の利用料に限る。）が無償化されました。**無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（2号認定、3号認定）」が必要になりますので、必ず申請書をご提出ください。**

※0歳児から2歳児までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

● 申請書（提出書類）について

※認定種別	提出書類
2号認定	①子育てのための施設等利用給付認定申請書（両面を記入） ②保育を必要とする事由を証明する書類 ※2ページの「● 保育の必要性（保育を必要と事由）」を確認してください。
3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定申請書（両面を記入） ②保育を必要とする事由を証明する書類 ※2ページの「● 保育の必要性（保育を必要と事由）」を確認してください。 ③住民税課税（非課税）証明書（令和2年1月1日現在、瑞穂町に住民登録が無かった方のみ） ※3号認定は、住民税非課税世帯のみが対象になります。

※認定種別については、2ページの「● 子育てのための施設等利用給付認定の種別等」をご確認ください。

- 申請書の提出先 **瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。**
- 申請書の提出方法 **窓口で直接提出又は郵送で提出してください。**
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 あて
- 申請書の提出期限 **各保育施設と契約され次第、提出してください。**

● 無償化対象の対象となる施設・事業

都道府県等に届出をした認可外保育施設（認証保育所、事業所内保育所等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

〔注意〕

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ご利用される施設等によって無償化の対象にならない場合があります。

※ファミリー・サポート・センター事業については、「送迎」のみの利用は対象外となります。

● 子育てのための施設等利用給付認定の種別等

認定種別	2号認定	3号認定
学齢及び 保育の必要性	3歳児から5歳児 （保育の必要性あり）	住民税非課税世帯の0歳児から2歳児 （保育の必要性あり）
無償化対象	利用料（保育料）	利用料（保育料）
無償化上限額	上限：37,000円/月額	上限：42,000円/月額

※保育の必要性については、下記の「● 保育の必要性（保育を必要とする事由）」をご確認ください。

※給食費、通園バス代、行事費等は、これまでのとおり保護者の負担になります。

● 保育の必要性（保育を必要とする事由）

保護者それぞれが、次にいずれかに該当する場合、保育の必要性の認定（2号認定、3号認定）をします。

保育を必要とする事由	要件及び認定期間	必要書類 （保育を必要とする事由を証明する書類）
就 労	1か月の就労時間が48時間以上であることを常態とする場合（内職を含みます。） 認定期間：就労している期間	勤務証明書（最新の給与明細の写しを添付）
出 産	出産のため自宅保育ができない場合 認定期間：出産予定月と前後2か月の最長5か月	母子手帳（表紙及び出産予定日の記載ページ）の写し
疾 病	入院や通院が必要で自宅保育が困難と診断された場合 認定期間：入院、通院期間	自宅保育が困難であると記載された診断書
障がい	心身に障がいがある場合 該当期間：当要件に該当する期間	愛の手帳・身体障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合 該当期間：介護・看護期間	通院や介護・看護の状況が分かる書類等
災害復旧	災害等の復旧にあっている場合 該当期間：必要な期間	申立書、り災証明書等
求職活動・内定	求職活動中である場合 該当期間：求職の場合は3か月以内、内定の場合は1か月以内	既に活動を行っている方は、活動状況が分かる書類等、内定者は勤務（勤務予定）証明書
就 学	学校教育法に定める学校または職業訓練施設等に在籍している場合（通信添削等は含みません。） 該当期間：就学している期間	在学証明書、授業のカリキュラム等
その他	上記と類する状態として町長が認める場合 該当期間：保育を必要とする期間	保育を必要とする事由が証明できる書類等

● 問合せ先

瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
住 所：瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
電話番号：042-557-8658（直通）

● 無償化の算定イメージ(月額)

【利用料(保育料)】

利用料(保育料)	無償化対象	実質負担額
35,000円	35,000円	0円
40,000円	37,000円	3,000円

※給食費、通園バス代、行事費等は、これまでのとおり保護者の負担になります。

【その他の補助金のお知らせ】

● 瑞穂町認証保育所等利用者補助金

申請の手続、詳細等については、施設等を通じて後日お知らせします。

【補助基準額(上限額)】

			無償化上限額	利用者支援	多子世帯支援
				基準額(上限月額)	基準額(上限月額)
0歳児 から2歳児	住民税 課税世帯	第1子	対象外	40,000円	—
		第2子			14,000円
		第3子以降			27,000円
3歳児から5歳児	住民税 非課税世帯	第1子	42,000円	25,000円	—
		第2子		12,000円	13,000円
		第3子以降		—	25,000円
3歳児から5歳児		第1子	37,000円	20,000円	—
		第2子		10,000円	10,000円
		第3子以降		—	20,000円

※補助金の額(利用者支援)は、認可外保育所の保育料から瑞穂町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する規則(平成27年規則第13号)の規定により算出される保育標準時間の徴収金相当額(認可保育所に入園したと仮定した場合の保育料(以下「町保育料」という。)を減じて得た額です(1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。))。

※認可保育所における延長保育料相当額は、補助対象外となります。

【無償化+認証保育所等利用者補助金の算定イメージ①】

世帯	利用料(保育料)	無償化対象	利用者支援	多子世帯支援	実質負担額
1歳児:第1子 住民税課税世帯	50,000円	対象外	①町保育料:7,800円 ②利用料:50,000円 ③補助額:40,000円 (②-①=42,200円 ⇒上限40,000円)	対象外	10,000円
2歳児:第2子 住民税課税世帯	50,000円	対象外	①町保育料:14,400円 ②利用料:50,000円 ③補助額:35,000円 (②-①=35,600円 ⇒35,000円)	14,000円	1,000円

【無償化+認証保育所等利用者補助金の算定イメージ②】

世帯	利用料(保育料)	無償化対象	利用者支援	多子世帯支援	実質負担額
1歳児:第1子 住民税非課税世帯	50,000円	42,000円	①町保育料:0円 ②利用料:50,000円 ③補助額:8,000円 (②-①=50,000円 ⇒上限25,000円)	対象外	0円
2歳児:第2子 住民税非課税世帯	50,000円	42,000円	①町保育料:0円 ②利用料:50,000円 ③補助額:8,000円 (②-①=50,000円 ⇒上限12,000円)	0円	0円

【無償化+認証保育所等利用者補助金の算定イメージ③】

世帯	利用料(保育料)	無償化対象	利用者支援	多子世帯支援	実質負担額
3歳児:第1子	50,000円	37,000円	①町保育料:0円 ②利用料:50,000円 ③補助額:13,000円 (②-①=50,000円 ⇒上限20,000円)	対象外	0円
3歳児:第2子	50,000円	37,000円	①町保育料:0円 ②利用料:50,000円 ③補助額:10,000円 (②-①=50,000円 ⇒上限10,000円)	3,000円	0円
3歳児:第3子	50,000円	37,000円	対象外	13,000円	0円